

○松田町重度障害者医療費助成条例

(昭和 50 年 3 月 18 日条例第 9 号)

改正 昭和 58 年 1 月 22 日条例第 2 号 昭和 59 年 9 月 17 日条例第 22 号
昭和 62 年 3 月 13 日条例第 2 号 平成 6 年 12 月 20 日条例第 27 号
平成 11 年 3 月 29 日条例第 4 号 平成 20 年 6 月 18 日条例第 25 号
平成 24 年 9 月 21 日条例第 10 号平成 26 年 3 月 19 日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、重度障害者が療養の給付を受けたときにその医療費を助成することにより、重度障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、重度障害者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号(以下「別表」という。)の 1 級又は 2 級に該当する者
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)において知能指数 35 以下と判定された者
- (3) 手帳の交付を受けた者であって、別表の 3 級に該当する者が児童相談所又は更生相談所において、知能指数 50 以下と判定された者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に定める 1 級に該当する者

(対象者)

第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)

は、重度障害者で住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき松田町の住民基本台帳に記載されている者で、次の各号のいずれかに該当する保険法(以下「保険各法」という。)に基づく被保険者及びその被扶養者、退職被保険者及びその被扶養者並びに国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の被保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による医療費の支給が受けられる者とする。

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- (3) 国家公務員等共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
- (5) 私立学校教職員共済組合法(昭和 28 年法律第 245 号)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)その他法令等により国又は都道府県の負担において医療費等の全額負担を受けている者。
- (2) 重度障害者になった年齢が 65 歳以上である者
- (3) 前年(1 月から 6 月までの間に対象者となる手続きが行なわれる場合にあっては前々年)の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)第 26 条の 5 において準用する同法第 20 条に規定する特別障害者手当における所得限度額を超える者。

(助成の始期及び終期)

第 4 条 医療費の助成は、新たに対象者として要件を具備するに至った場合においては、その者が松田町に届出た日から開始し、対象者が前 2 条に規定する要件を欠くに至った日をもって終わるものとする。

(届出)

第 5 条 新たに第 2 条及び第 3 条の要件を具備するに至った対象者は、当該要件を具備していることを証する書類を添付して、町長に届出なければならないものとする。

(助成の適用範囲)

第 6 条 助成の適用範囲は、第 3 条第 1 項に規定する保険各法及び国民健康保険法にそれぞれ規定する療養給付とする。ただし、第 2 条第 4 号の入院に係るものを除く。

(自費診療の適用除外)

第 7 条 対象者が自費診療により診療の給付を受けたときは、医療費の助成は行わないものとする。ただし、保険各法及び国民健康保険法に規定する療養費支払方法が行われたときは、この限りでない。

(助成の申請)

第 8 条 医療費の助成を受けようとする者は、町長に申請しなければならない。

(助成の額)

第 9 条 医療費の助成額は、対象者の療養に要する費用のうち、保険各法及び国民健康保険法の規定により対象者が保険医療機関及び保険薬局(以下「療養取扱機関等」という。)に支払うべき額から一部負担金額を控除した額を助成する。ただし、家族療養費付加金及び高額療養費等補てん金があるときは、当該補てん金額を控除した額を助成する。

- 2 前項において、医療費助成請求にかかる医療費証明料を療養取扱機関等に支払う場合は、同相当額を加えた額とする。
- 3 対象者が法令等により、療養に要する費用のうち国又は都道府県の負担において費用の一部給付を受けた場合、その給付額を控除した額とする。

(助成の方法)

第 10 条 医療費の助成の方法は、助成する額を対象者に支払うことにより行う。ただし、対象者が助成する額を受領することができない事情があるときは、対象者の配偶者又は親権者及び対象者を介護している者に支払うことによりこれを行うことができる。

- 2 対象者が国民健康保険法による被保険者である場合は、助成する額を国民健康保険診療報酬審査支払機関に支払うことによりこれを行うことができる。

(損害賠償との調整)

第 11 条 町長は、第三者の行為による対象者の疾病又は負傷に対して医療費を助成した場合において、対象者が当該第三者から同一の理由につき損害賠償を受けたときは、その額の限度において対象者から既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(届出の義務)

第 12 条 対象者は、住所、氏名、その他の事項に変更があったときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 この条例により助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することができない。

(不正利得した場合の措置)

第 14 条 町長は、偽りその他不正な行為により、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例施行日前において、松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例(昭和 49 年松田町条例第 8 号)第 6 条の 5 第 1 項の規定による適用を受けている者又はこの条例施行日において、第 2 条及び第 3 条に該当する者で、昭和 50 年 6 月 30 日までに届出がされた者については、第 4 条の規定にかかわらず、施行日に届出がされたものとみなす。

附 則(昭和 58 年 1 月 22 日条例第 2 号)

この条例は、昭和 58 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 9 月 17 日条例第 22 号)

この条例は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月 13 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 12 月 20 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 6 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 11 年 3 月 29 日条例第 4 号)

- 1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正前の松田町重度障害者医療費助成条例第6条第2号の規定による平成11年3月31日までの入院時食事療養費については、なお従前の例による。

附 則(平成20年6月18日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(助成の額の特例)

- 2 改正後の条例第9条の規定中、「支払うべき額から一部負担金を控除した額」は、当分の間、「支払うべき額」とする。

附 則(平成24年9月21日条例第10号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月19日条例第3号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の条例第3条第2項第3号の規定は、平成26年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の条例第3条の規定により助成対象であった者については、第1条の規定による改正後の条例第3条第2項第2号の適用は、なお従前の例による。